

習志野市地場産品創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな地場産品の創出及び地域資源を活かした創業の促進により、ふるさと納税事業を拡充し、もって市のまちづくりの推進を図るため、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) クラウドファンディング

市が行う地場産品創出支援事業の公募により、採択された事業を実施するための資金を市が指定するインターネットサイトで募集し、調達することをいう。

(2) 補助対象経費

補助事業に係る必要経費のうち、別表第1に掲げる経費をいう。

(3) 寄附目標額

補助対象経費の2分の1から設定した寄附の目標額をいう。

(4) ふるさと納税

地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項及び第314条の7第1項の特例控除対象寄附金として、個人が応援したい自治体に寄附をした場合、手続きをすると一定の上限額から自己負担額の2,000円を除いた全額が所得税及び住民税から控除される制度をいう。

(5) ポータルサイト

民間企業等が運営するふるさと納税による寄附を募集するためのインターネットサイトをいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けられることができる者は、地場産品創出支援事業の事業者公募により採択された者(以下「採択事業者」という。)のうち、次の各号に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 自らが事業の実施主体である者

(2) クラウドファンディング等により、寄附を受けた額(以下「寄附額」という。)が寄附目標額に達した者、又は、寄附額が寄附目標額に達しない場合であっても、採択事業者が自らの責において事業を行うことを市と協議し、市の同意を得た者

(3) 市内に事業所等を設置(設置予定を含む。)し、継続した事業活動を行うことができる者

(4) 国税及び地方税の滞納がない者(納税猶予等の措置を受けているものを含む。)

(5) 代表者が習志野市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第9条の規定により排除の対象とならない者

(6) 新たに創出した地場産品を市のふるさと納税の返礼品に登録する者

(補助金額及び補助限度額)

第4条 補助金の額は、寄附額の10分の3の額とする。ただし、補助対象経費の額の範囲を超えないものとする。

2 補助金の額の算出に当たり1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 クラウドファンディング等により受けた寄附額から補助金の額を差し引いた寄附額は習志野市まちづくり応援寄附条例(平成20年条例第22号)第2条の習志野市まちづくり応援基金により管理するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、習志野市地場産品創出支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)のほか、別表第2に規定する書類を添付し市長に申請するものとする。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、可否の決定を行うものとする。

2 前項の規定による決定を行った場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(補助事業の着手)

第7条 補助事業の着手は、原則として補助金の交付の決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により補助金の交付の決定前に補助事業に着手する必要がある場合は、市長に対し、習志野市地場産品創出支援事業補助金交付決定前着手届(別記第2号様式)および第5条に掲げる書類を提出した後に着手しなければならない。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第8条 第6条の規定により交付の決定を受けた者(以下「決定事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた事業をやむを得ない事情により変更し、又は中止し、若しくは廃止する場合は、補助事業等変更・中止・廃止申請書(規則第3号様式)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(変更等の承認)

第9条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、可否の決定を行うものとする。

(実績報告)

第10条 決定事業者は、補助事業等が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、習志野市地場産品創出支援事業補助金実績報告書(別記第3号様式)に次に掲げる事項を記載した書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の成果を証する事項

(2) 補助事業に係る必要経費に関する収支報告及びこれを証する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

(交付)

第11条 補助金は、決定事業者が補助事業を完了した後において交付する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は補助金の交付の目的を達成するため又は補助事業の性質上、当該補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を補助事業が完了する前に交付することができる。

(交付方法及び精算)

第12条 補助金の交付の請求は、補助金等交付請求書(規則第6号様式)又は補助金等概算払・前金払請求書(規則第7号様式)により請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受け付けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(取消し及び返還)

第13条 市長は、決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 法令又は条例若しくはこの要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

(事業成果の報告)

第14条 決定事業者は、補助金の交付が決定した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は、補助金の交付を受けた事業の進捗を定期的に市長及び寄附者へ報告しなければならない。

(書類の保存)

第15条 決定事業者は、補助事業の遂行状況に関する書類及び帳簿等の関係書類を補助金を交付した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 決定事業者は、補助事業により取得し、又は建設した不動産その他補助事業により購入し、又は効用の増加した財産で市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるものを、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案し、その事業の完了する日の属する年度の翌年度の初日から起算して、5年を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月12日から施行する。

別表第1(第2条)

<p>地場産品の生産、製造、加工等に要する経費(人件費を除く。)のうち右欄に掲げるもの。 なお、当該地場産品はふるさと納税の返礼品として活用できるものとする。</p>	工場・作業場等の建物取得の建設費
	建物付帯設備の整備取得費
	地場産品開発に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費
	建物賃借による増改築費
	備品購入費(当該開発に要するものに限る。)
	委託費(当該開発に要するものに限る。)
	外部評価費(当該開発に要するものに限る。)
	パッケージ開発等に要する経費(包装及び梱包の開発又は改良に要する費用をいう。)
	検査、分析等に要する経費(商品の開発に必要な栄養成分分析、消費期限分析等に要する費用を含む。)
	その他新商品・新サービス開発等に要する経費

別表第2(第5条)

申請期間	添付書類
<p>地場産品創出支援事業に採択が決定された日から30日以内</p>	<p>(1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)市区町村税の納税証明書(直近1年分) (4)誓約書 【法人の場合】 (5)履歴事項全部証明書の写し(3ヶ月以内のもの) (6)定款の写し (7)直近3期分の決算書 (8)営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る。) (9)その他市長が必要と認める書類 【個人の場合】 (5)住民基本台帳法に基づく住民票の写し(3ヶ月以内のもの) (6)個人事業の開廃業等届出書(個人事業で届出済の場合) (7)直近3期分の確定申告書 (8)営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る。) (9)その他市長が必要と認める書類</p>

別 記

第 1 号様式(第 5 条)

習志野市地場産品創出支援事業補助金交付申請書

年 月 日

習志野市長 様

申請者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者職・氏名)

習志野市地場産品創出支援事業補助金の交付を受けたいので、習志野市地場産品創出支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補 助 金 交 付 申 請 額	_____ 円		
添 付 書 類	①事業計画書 ②収支予算書 ③市区町村税の納税証明書(直近 1 年分) ④誓約書 【法人の場合】 ⑤履歴事項全部証明書の写し(3ヶ月以内のもの) ⑥定款の写し ⑦直近 3 期分の決算書 ⑧営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る。) ⑨その他市長が必要と認める書類 【個人の場合】 ⑤住民基本台帳法に基づく住民票の写し(3ヶ月以内のもの) ⑥個人事業の開廃業等届出書(個人事業で届出済の場合) ⑦直近 3 期分の確定申告書 ⑧営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る。) ⑨その他市長が必要と認める書類		
連 絡 先	e-mail		
	電話		FAX

第2号様式(第7条)

年 月 日

習志野市地場産品創出支援事業補助金交付決定前着手届

習志野市長 様

申請者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者職・氏名)

下記事業につきまして、習志野市地場産品創出支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 クラウドファンディングで目標額に達しないなど、交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、不服を申し立てないこと。
- 3 着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業計画及び額の変更は行わないこと。

- 1 事業名：
- 2 事業実施主体：
- 3 交付決定前着手する事業内容：
- 4 着手予定年月日：
- 5 完了予定年月日：
- 6 交付決定前着手が必要である理由：

第3号様式(第10条)

年 月 日

習志野市長 様

申請者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者職・氏名)

習志野市地場産品創出支援事業補助金実績報告書

下記のとおり事業を実施したので、習志野市地場産品創出支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

事業名	習志野市地場産品創出支援事業 (プロジェクト名 :)
補助年度	年度
補助金等の額 (精算額)	円
事業着手年月日	年 月 日
事業完了年月日	年 月 日
添付書類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算報告書 (3) 事業に係る経費の支払いを証明する書類(領収書、通帳及び振込依頼書等)の写し (4) その他市長が必要と認める書類